

○国土交通省告示第四百六十三号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十九条の十一の二第一項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣 北側 一雄

租税特別措置法施行規則第十九条の十一の二第一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附 則（平成十八年国土交通省告示第四百六十三号）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年国土交通省告示第五百四十三号）

この告示は、平成二十五年六月一日から施行する。